

旅行相談取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)
(旅行業法第12条の5による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

1. 旅行相談契約

「旅行相談契約」(以下「契約」といいます。)とは、キュリアス・トラベル(静岡県知事登録旅行業 第3種-712号)(以下「当社」といいます。)が、旅行者(お客様)の委託により、次に掲げる業務を行うこと引き受ける契約をいいます。

- (1) 旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言
- (2) 旅行の計画の作成
- (3) 旅行に必要な経費の見積り
- (4) 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供
- (5) その他旅行に必要な助言及び情報提供

2. 相談料金

旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、相談に対する旅行業務取扱料金(以下「相談料金」といいます。)を支払わなければなりません。

相談内容	国内旅行	海外旅行
(1) 旅行計画作成のための相談	15分まで無料、その後15分毎に1,650円	15分まで無料、その後15分毎に2,475円
(2) 簡単な旅行計画の作成(行先のみ)	旅行日程1日につき1,650円	旅行日程1日につき2,475円
(3) 詳細な旅行計画書の作成(時間・見積含む)	1件(区間)につき1,650円	1件(区間)につき2,475円
(4) 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	1件につき1,100円	1件につき1,650円
(5) その他の助言および情報提供	(1)(4)に準ずる	(1)(4)に準ずる
お客様の依頼による出張相談 *1 上記料金に +5,500円増		
英語対応	上記、それぞれの料金に	+20%増

*1 別途、実費の交通費と宿泊費(あれば)を申し受けます。

3. 契約の申込み

(1) 契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に記入の上、当社に提出していただきます。
(2) 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
(3) 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社の業務上の都合があるとき。
- (2) 旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。
- (3) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力

であると認められるとき。

- (4) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

5. 当社による契約の解除

前項4.(2)から(5)のいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。

6. 当社の責任及び免責

(1) 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して6月以内当社に通知があった場合に限りです。
(2) 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

7. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

8. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(旅行相談の部)に定めるところによります。

9. 旅行条件の基準日

本旅行条件の基準日は令和5年12月1日です。

登録番号 静岡県知事登録旅行業 第3種-712号
名称 上野有里(キュリアス・トラベル)
所在地 静岡県熱海市伊豆山268-1-501
担当者名 上野有里 (総合旅行業務取扱管理者)

